政令第四十号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十五条第十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第十五条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

附則第五条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

一　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第四号）附則第三条

二　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第一号）附則第三条

三　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百九十七号）附則第二項

四　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百五十三号）附則第二条

五　労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）附則第二項

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第三十二条第四項及び第七項の項中「第三十二条第六項及び第七項」を「第三十二条第七項及び第八項」に改め、「第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項」の下に「、第三十条の四第一項」を「含む。）、第三十条の三第一項若しくは第四項」の下に「（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）、第三十条の四第一項」を加え、同表第四十五条第二項の項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「同項」を「前二項」に、「前項」を「第一項」に改め、同表第百二十条第一号の項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「、同条第二項」を「若しくは第二項、同条第三項」に改め、同条第二項の表第三十六条の項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「第四項」を「第五項」に、「第三十二条第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

第三十二条第四項	第三十条の四第一項	第三十条の四第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）
	同項	第三十条の四第一項

附　則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十一号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十五億円」を「十四億九千万円」に改める。

第二条中「一兆三千五百六十九億二千八百三十万七千円」を「一兆四千三百八十一億九千三百九十八万四千円」に改める。

第三条中「二千二百万円」を「二千百万円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十二号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百四十七条第三項、第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

（令和六年度から令和八年度までの計画期間における財政安定化基金拠出金の額の算定方法等に関する特例）

第三条の三　令和六年度から令和八年度までの計画期間における令和七年度基金残高不足都道府県に係る第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「第一号」とあるのは「当初見込拠出金の額（第一号」と、「とする」とあるのは「をいう。）及び期中追加拠出金の額（当該都道府県の附則第三条の三第二項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に同号に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは「見込額（令和五年度において見込まれる額とする。）」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは「当初見込都道府県内標準給付費等総額」と、同条第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同条第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定める額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。